

## 平成21年度事業に関する事後評価

## 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

高齢化率の高い当町において町民生活の足確保は重要な課題と捉え、地域の公共交通を活性化し地域を活性化するために適切な事業を選び出し、実証運行等実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、事業費の抑制と財源の確保等、本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

## 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

山形直行バスについては、4月6日から往復運行を開始し、12月末現在で4207人が利用した。デマンドタクシーについては、当初予定した地域で実証運行に向けた準備を行ったところ、22年度で準備予定していた地域からも早急に進めてもらいたい旨の要望があり、今年度で対応した。

## 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

山形直行バスについては、山形市内までのアクセス向上等住民生活の質的向上は、定期券以外の利用者を把握し評価を行った。片道定期券及び往復定期券購入者を把握し、アンケート調査を行うなどして評価を行った。一般乗合バスへの影響を、平均乗車密度で評価した。デマンドタクシーの実証運行準備については、総合事業計画において、アンケート調査による住民ニーズの分析で事業評価を行うこととしているが、計画のとおりアンケート調査を行い事業評価を行った。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

山形直行バスについては、実際に通勤客・通学客が利用することが確認された結果、山形市へのアクセス向上という目標を達成するために適切な事業であると判断される。デマンドタクシーについては、当初予定した地域以外からも早急に進めてもらいたい旨の要望が出てくるなど、安全で安心して移動できる町民の足として期待されている事業であると判断される。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p>
<p>山形直行バスの実証運行については、往路は高校生を中心に利用者が定着しているが、復路の利用者は一日平均3、4人と少なく、全体的な利用者数の確保と経費削減による収支率向上、及び本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題と認識しており、問題点の検証を行ったものと考えている。デマンドタクシーについては、実証運行に向けた準備を進めているところであり、実証運行による問題把握を22年度で行い検証する予定である。</p>
<p>実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p>
<p>山形直行バスの実証運行については、復路を利用しない理由として運行時刻が遅いことを挙げているアンケートが多かったため、より多く利用してもらうため、運行時刻を見直す予定でいる。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度において山形直行バス及びデマンドタクシーの実証運行、デマンドタクシー運行エリア拡大に向けた準備を実施するにあたっては、総合事業による国費のほか、朝日町からの財政支出によることで町振興対策審議会や町議会全員協議会で合意が形成されており、町の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、町議会で審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p>
<p>デマンドタクシーの実証運行にあたり、地区住民による推進協議会を立ち上げる予定である。「地域住民の足は、地域住民自らが育てる。」という観点で、運営関係者のほかに住民代表、関係団体での構成を予定している。</p>
<p>当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p>
<p>過疎地域において町民の足を確保するには、町からの負担金が必要であり、町振興対策審議会や町議会で合意が形成されている。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

平成21年2月に開催された朝日町地域公共交通会議において、「朝日町地域公共交通活性化協議会規約」等の諸規程が決定されている。協議事項として、連携計画の作成及び計画の変更に関する事項、連携計画の実施に関する事項、その他協議会が必要と認める事項と規定されている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員には住民又は利用者の代表として、町区長会副会長が含まれているほか、実証運行の問題点や満足度を調査するためアンケート調査した。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回協議会で「朝日町地域公共交通活性化協議会規約」等の諸規程が決定され、それ以降の協議会においては、時間的な制約等もあり書面協議により審議されたほか、平成21年度第1回協議会では計画事業に係る自己評価報告案について審議されており、適切に開催された。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

協議会規約において、会議は原則として公開としている。議事録はインターネットの朝日町ホームページにおいて公表している。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

山形直行バス、デマンドタクシーの実証運行を来年度実施することについては関係者の合意形成が行われた。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。